

## 東京聖栄大学の公的研究費の管理・監査体制について

東京聖栄大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）」に基づき、運営・管理に関わる者の責任と権限について次のとおり公表します。

○ 最高管理責任者

職 名 学 長

責任と権限 東京聖栄大学全体を総括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

○ 統括管理責任者

職 名 事務局長

責任と権限 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営管理について、東京聖栄大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

○ 相談窓口 大学事務部長、法人事務局総務課長・財務課長

○ 通報窓口 大学事務部長、法人事務局総務課長・財務課長